

令和7年第1回

瑞浪市議会定例会議案

令和7年2月27日

目 次

議第 2 号	瑞浪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議第 3 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について……………	2
議第 4 号	瑞浪市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について……………	5
議第 5 号	瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び瑞浪市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 7
議第 6 号	瑞浪市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 9
議第 7 号	瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 0
議第 8 号	瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 2
議第 9 号	瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 5
議第 1 0 号	瑞浪市農産物等直売所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 7
議第 1 1 号	瑞浪市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 8
議第 1 2 号	瑞浪市都市公園移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	4 0
議第 1 3 号	瑞浪市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び瑞浪市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例の制定について……………	4 1
議第 1 4 号	瑞浪市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について……………	4 2
議第 1 5 号	瑞浪市下水道条例の一部を改正する条例の制定について……………	4 5

議第 1 6 号	瑞浪市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4 6
議第 1 7 号	瑞浪市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	4 8
議第 1 8 号	瑞浪市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	5 0
議第 1 9 号	指定管理者の指定の変更について	5 1
議第 2 0 号	指定管理者の指定の変更について	5 2
議第 2 1 号	北野辺地に係る総合整備計画の策定について	5 3
議第 2 2 号	市道路線の認定について	5 5
議第 2 3 号	市道路線の認定について	5 6
議第 2 4 号	財産の取得について	5 7
議第 2 5 号	財産の取得について	5 8
議第 2 6 号	財産の取得について	5 9
議第 2 7 号	令和 6 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 9 号）	6 0
議第 2 8 号	令和 6 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）	6 7
議第 2 9 号	令和 6 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	6 9
議第 3 0 号	令和 6 年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第 4 号）	7 1
議第 3 1 号	令和 6 年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	7 3
議第 3 2 号	令和 7 年度瑞浪市一般会計予算	7 5
議第 3 3 号	令和 7 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計予算	8 3
議第 3 4 号	令和 7 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計予算	8 6
議第 3 5 号	令和 7 年度瑞浪市介護保険事業特別会計予算	9 0
議第 3 6 号	令和 7 年度瑞浪市駐車場事業特別会計予算	9 4
議第 3 7 号	令和 7 年度瑞浪市水道事業会計予算	9 7
議第 3 8 号	令和 7 年度瑞浪市下水道事業会計予算	1 0 1

議第 2 号

瑞浪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

瑞浪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 2 7 年条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第 1 2 項」を「第 2 条第 1 3 項」に改め、同条第 5 号中「第 2 条第 1 4 項」を「第 2 条第 1 5 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議第 3 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(瑞浪市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第 1 条 瑞浪市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条第 3 項及び第 4 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(瑞浪市職員の分限に関する条例の一部改正)

第 2 条 瑞浪市職員の分限に関する条例（昭和 2 9 年条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(瑞浪市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 3 条 瑞浪市職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 1 8 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 5 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(瑞浪市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第 4 条 瑞浪市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 3 9 年条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

(瑞浪市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第5条 瑞浪市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(瑞浪市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の瑞浪市職員の給与に関する条例第18条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議第4号

瑞浪市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(瑞浪市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 瑞浪市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第9条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第2項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「月額は」の次に「、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円」を加え、「前項第1号及び第3号から第6号まで」を「同項第2号から第5号まで」に改め、「、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市の規則で定める。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

第11条第1項第1号中「有料の道路（以下この項から第3項まで）」を「有料の道路（以下この条）」に改め、同条第2項第1号中「（という。）」を「（という。）」に改め、同条第3号中「（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第3項中「（第1号及び次項）」を「（第1号、次項及び第5項）」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市の規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

第11条第4項中「職員以外の地方公務員、国家公務員又は沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫その他その業務が国、県若しくは市の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち市の規則で定めるものに使用される者（以下「職員以外の地方公務員等」という。）であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者」を「新たに給料表の適用を受ける職員となった者」に改め、同条中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 運賃相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第11条の2第1項中「同居していた配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加え、同条第3項中「職員以外の地方公務員等であった者から引き続き給料表の

適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して市の規則で定める職員に限る。）」を削る。

第17条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「午前5時までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して市の規則で定める勤務をした職員にあつてはその額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して市の規則で定める勤務をした職員にあつては、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第19条の3第2項中「第3項、第4項」を「第3項及び第4項」に、「、第9条、第10条及び第15条の3」を「並びに第9条」に改め、同条第3項中「、第10条、第11条の2及び第15条の3」を「及び第11条の2」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表一

（単位：円）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200

11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600

42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	

73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500		
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800		
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000		
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200		
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500		
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800		
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000		
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200		
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500		
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800		
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000		
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200		
86	256,000	297,100	346,000				
87	256,300	297,400	346,400				
88	256,600	297,700	346,800				
89	256,900	298,000	347,000				
90	257,200	298,300	347,400				
91	257,500	298,600	347,800				
92	257,800	299,000	348,200				
93	258,100	299,200	348,400				
94		299,400	348,800				
95		299,700	349,200				
96		300,100	349,500				
97		300,300	349,800				
98		300,600	350,200				
99		301,000	350,600				
100		301,400	351,000				
101		301,600	351,500				
102		301,900	351,900				
103		302,200	352,300				

104		302,500	352,700				
105		302,700	353,200				
106		303,000	353,600				
107		303,300	353,900				
108		303,600	354,200				
109		303,800	354,700				
110		304,200					
111		304,600					
112		304,900					
113		305,100					
114		305,300					
115		305,600					
116		306,000					
117		306,200					
118		306,400					
119		306,700					
120		307,000					
121		307,400					
122		307,600					
123		307,900					
124		308,200					
125		308,500					
定年前再任 用短時間勤 務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600
							362,700

別表第2（第3条関係）

行政職給料表二

（単位：円）

職員区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任 用短時間勤	1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
	2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500

務職員以外
の職員

3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200

34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900
37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700
41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500
43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400
44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200
45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000
46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800
47	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600
48	236,200	253,800	280,400	304,900	355,300
49	236,600	254,200	280,800	305,500	356,000
50	236,900	254,600	281,300	306,200	356,800
51	237,200	255,000	281,700	306,900	357,600
52	237,500	255,400	282,200	307,600	358,200
53	237,800	255,800	282,600	308,200	358,900
54	238,100	256,200	283,100	308,900	359,500
55	238,400	256,600	283,600	309,600	360,200
56	238,700	257,000	284,100	310,200	360,900
57	238,900	257,300	284,600	310,800	361,500
58	239,200	257,700	285,200	311,500	362,000
59	239,500	258,100	285,800	312,200	362,500
60	239,700	258,400	286,400	312,800	363,000
61	239,900	258,700	287,000	313,300	363,400
62	240,200	259,100	287,600	313,800	
63	240,500	259,500	288,200	314,400	
64	240,700	259,800	288,800	315,000	

65	240,900	260,100	289,300	315,600	
66	241,200	260,400	289,800	316,000	
67	241,500	260,700	290,300	316,500	
68	241,700	260,900	290,800	317,000	
69	241,900	261,100	291,300	317,300	
70	242,200	261,400	291,800	317,800	
71	242,500	261,700	292,200	318,300	
72	242,700	261,900	292,600	318,700	
73	242,900	262,100	293,000	318,900	
74	243,200	262,400	293,400	319,200	
75	243,500	262,700	293,800	319,400	
76	243,700	262,900	294,200	319,700	
77	243,900	263,100	294,600	320,000	
78	244,200	263,400	295,000	320,300	
79	244,500	263,700	295,400	320,600	
80	244,700	263,900	295,900	320,800	
81	244,900	264,100	296,200	321,000	
82	245,200	264,400	296,700	321,300	
83	245,400	264,700	297,200	321,600	
84	245,700	264,900	297,700	321,800	
85	245,900	265,100	298,000	322,000	
86	246,100	265,300	298,500	322,300	
87	246,400	265,600	299,000	322,600	
88	246,700	265,900	299,300	322,900	
89	246,900	266,100	299,700	323,100	
90	247,200	266,300	300,200	323,400	
91	247,500	266,600	300,700	323,700	
92	247,700	266,800	301,200	323,900	
93	247,900	267,100	301,500	324,100	
94	248,200	267,400	301,900	324,400	
95	248,500	267,700	302,400	324,700	

96	248,700	267,900	302,900	324,900	
97	248,900	268,100	303,300	325,100	
98	249,200	268,400	303,700		
99	249,500	268,600	304,000		
100	249,700	268,900	304,300		
101	249,900	269,100	304,600		
102	250,200	269,300	305,000		
103	250,500	269,600	305,300		
104	250,700	269,900	305,700		
105	250,900	270,100	306,000		
106		270,300	306,400		
107		270,600	306,800		
108		270,800	307,100		
109		271,100	307,300		
110		271,400	307,600		
111		271,700	307,900		
112		271,900	308,100		
113		272,100	308,300		
114		272,400	308,600		
115		272,600	308,900		
116		272,800	309,100		
117		273,100	309,300		
118		273,400	309,600		
119		273,700	309,900		
120		273,900	310,100		
121		274,100	310,300		
122		274,300	310,600		
123		274,600	310,900		
124		274,900	311,100		
125		275,100	311,300		
126		275,300	311,600		

	127		275,600	311,900		
	128		275,900	312,100		
	129		276,100	312,300		
	130		276,300			
	131		276,600			
	132		276,900			
	133		277,100			
	134		277,300			
	135		277,600			
	136		277,900			
	137		278,100			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料
		月額	月額	月額	月額	月額
		197,900	209,000	227,500	248,600	279,800

(瑞浪市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 瑞浪市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とする。

第9条第1項中「第10条まで、第14条」を「第9条まで及び第14条」に改め、「、及び第19条」を削り、同条第2項中「及び第18条第2項」を「、第18条第2項及び第19条第2項第1号」に、「100分の235」を「100分の95」と、給与条例第19条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改める。

(瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「121号給」を「105号給」に、「保育士」を「保育教諭」に改める。

別表第2中「保育士」を「保育教諭」に改める。

別表第3中「121号給」を「105号給」に、「保育士」を「保育教諭」に改める。

(瑞浪市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第4条 瑞浪市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第13条第6項中「附則第9条第2項」を「附則第9条第6項」に改め、同条第7項中「、第9条、第10条及び第15条の3」を「及び第9条」に改める。

附則第17条第1項中「附則第9条第2項」を「附則第9条第6項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(号給の切替え)
- 2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において瑞浪市職員の給与に関する条例別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表第1及び附則別表第2(この項において附則別表という。)に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次項及び附則別表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(附則別表において「旧号給」という。)に応じて附則別表に定める号給とする。
(切替日前の異動者の号給の調整)
- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(扶養手当に関する経過措置)

4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の瑞浪市職員の給与に関する条例（以下「改正後給与条例」という。）第9条の規定の適用については、同条第2項中「（5）心身に著しい障害がある者」とあるのは「（5）心身に著しい障害がある者（6）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。））」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

5 改正後給与条例第11条第4項及び第11条の2第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（委任）

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に際し必要な経過措置は、規則で定める。

附則別表第1（附則第2項関係）

イ 行政職給料表一の適用を受ける職員

旧号級	新 号 級				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1

1 2	8	4	4	1	1
1 3	9	5	5	1	1
1 4	1 0	6	6	2	1
1 5	1 1	7	7	3	1
1 6	1 2	8	8	4	1
1 7	1 3	9	9	5	1
1 8	1 4	1 0	1 0	6	2
1 9	1 5	1 1	1 1	7	3
2 0	1 6	1 2	1 2	8	4
2 1	1 7	1 3	1 3	9	5
2 2	1 8	1 4	1 4	1 0	6
2 3	1 9	1 5	1 5	1 1	7
2 4	2 0	1 6	1 6	1 2	8
2 5	2 1	1 7	1 7	1 3	9
2 6	2 2	1 8	1 8	1 4	1 0
2 7	2 3	1 9	1 9	1 5	1 1
2 8	2 4	2 0	2 0	1 6	1 2
2 9	2 5	2 1	2 1	1 7	1 3
3 0	2 6	2 2	2 2	1 8	1 4
3 1	2 7	2 3	2 3	1 9	1 5
3 2	2 8	2 4	2 4	2 0	1 6
3 3	2 9	2 5	2 5	2 1	1 7
3 4	3 0	2 6	2 6	2 2	1 8
3 5	3 1	2 7	2 7	2 3	1 9
3 6	3 2	2 8	2 8	2 4	2 0
3 7	3 3	2 9	2 9	2 5	2 1
3 8	3 4	3 0	3 0	2 6	2 2
3 9	3 5	3 1	3 1	2 7	2 3
4 0	3 6	3 2	3 2	2 8	2 4
4 1	3 7	3 3	3 3	2 9	2 5

4 2	3 8	3 4	3 4	3 0	2 6
4 3	3 9	3 5	3 5	3 1	2 7
4 4	4 0	3 6	3 6	3 2	2 8
4 5	4 1	3 7	3 7	3 3	2 9
4 6	4 2	3 8	3 8	3 4	3 0
4 7	4 3	3 9	3 9	3 5	3 1
4 8	4 4	4 0	4 0	3 6	3 2
4 9	4 5	4 1	4 1	3 7	3 3
5 0	4 6	4 2	4 2	3 8	3 4
5 1	4 7	4 3	4 3	3 9	3 5
5 2	4 8	4 4	4 4	4 0	3 6
5 3	4 9	4 5	4 5	4 1	3 7
5 4	5 0	4 6	4 6	4 2	3 8
5 5	5 1	4 7	4 7	4 3	3 9
5 6	5 2	4 8	4 8	4 4	4 0
5 7	5 3	4 9	4 9	4 5	4 1
5 8	5 4	5 0	5 0	4 6	4 2
5 9	5 5	5 1	5 1	4 7	4 3
6 0	5 6	5 2	5 2	4 8	4 4
6 1	5 7	5 3	5 3	4 9	4 5
6 2	5 8	5 4	5 4	5 0	
6 3	5 9	5 5	5 5	5 1	
6 4	6 0	5 6	5 6	5 2	
6 5	6 1	5 7	5 7	5 3	
6 6	6 2	5 8	5 8	5 4	
6 7	6 3	5 9	5 9	5 5	
6 8	6 4	6 0	6 0	5 6	
6 9	6 5	6 1	6 1	5 7	
7 0	6 6	6 2	6 2	5 8	
7 1	6 7	6 3	6 3	5 9	

7 2	6 8	6 4	6 4	6 0	
7 3	6 9	6 5	6 5	6 1	
7 4	7 0	6 6	6 6	6 2	
7 5	7 1	6 7	6 7	6 3	
7 6	7 2	6 8	6 8	6 4	
7 7	7 3	6 9	6 9	6 5	
7 8	7 4	7 0	7 0	6 6	
7 9	7 5	7 1	7 1	6 7	
8 0	7 6	7 2	7 2	6 8	
8 1	7 7	7 3	7 3	6 9	
8 2	7 8	7 4	7 4	7 0	
8 3	7 9	7 5	7 5	7 1	
8 4	8 0	7 6	7 6	7 2	
8 5	8 1	7 7	7 7	7 3	
8 6	8 2	7 8	7 8		
8 7	8 3	7 9	7 9		
8 8	8 4	8 0	8 0		
8 9	8 5	8 1	8 1		
9 0	8 6	8 2	8 2		
9 1	8 7	8 3	8 3		
9 2	8 8	8 4	8 4		
9 3	8 9	8 5	8 5		
9 4	9 0				
9 5	9 1				
9 6	9 2				
9 7	9 3				
9 8	9 4				
9 9	9 5				
1 0 0	9 6				
1 0 1	9 7				

102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

附則別表第2（附則第2項関係）

ロ 行政職給料表二の適用を受ける職員

旧号級	新 号 級			
	1級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6

1 5	1	1 1	1 1	7
1 6	1	1 2	1 2	8
1 7	1	1 3	1 3	9
1 8	2	1 4	1 4	1 0
1 9	3	1 5	1 5	1 1
2 0	4	1 6	1 6	1 2
2 1	5	1 7	1 7	1 3
2 2	6	1 8	1 8	1 4
2 3	7	1 9	1 9	1 5
2 4	8	2 0	2 0	1 6
2 5	9	2 1	2 1	1 7
2 6	1 0	2 2	2 2	1 8
2 7	1 1	2 3	2 3	1 9
2 8	1 2	2 4	2 4	2 0
2 9	1 3	2 5	2 5	2 1
3 0	1 4	2 6	2 6	2 2
3 1	1 5	2 7	2 7	2 3
3 2	1 6	2 8	2 8	2 4
3 3	1 7	2 9	2 9	2 5
3 4	1 8	3 0	3 0	2 6
3 5	1 9	3 1	3 1	2 7
3 6	2 0	3 2	3 2	2 8
3 7	2 1	3 3	3 3	2 9
3 8	2 2	3 4	3 4	3 0
3 9	2 3	3 5	3 5	3 1
4 0	2 4	3 6	3 6	3 2
4 1	2 5	3 7	3 7	3 3
4 2	2 6	3 8	3 8	3 4
4 3	2 7	3 9	3 9	3 5
4 4	2 8	4 0	4 0	3 6

4 5	2 9	4 1	4 1	3 7
4 6	3 0	4 2	4 2	3 8
4 7	3 1	4 3	4 3	3 9
4 8	3 2	4 4	4 4	4 0
4 9	3 3	4 5	4 5	4 1
5 0	3 4	4 6	4 6	4 2
5 1	3 5	4 7	4 7	4 3
5 2	3 6	4 8	4 8	4 4
5 3	3 7	4 9	4 9	4 5
5 4	3 8	5 0	5 0	4 6
5 5	3 9	5 1	5 1	4 7
5 6	4 0	5 2	5 2	4 8
5 7	4 1	5 3	5 3	4 9
5 8	4 2	5 4	5 4	5 0
5 9	4 3	5 5	5 5	5 1
6 0	4 4	5 6	5 6	5 2
6 1	4 5	5 7	5 7	5 3
6 2	4 6	5 8	5 8	5 4
6 3	4 7	5 9	5 9	5 5
6 4	4 8	6 0	6 0	5 6
6 5	4 9	6 1	6 1	5 7
6 6	5 0	6 2	6 2	5 8
6 7	5 1	6 3	6 3	5 9
6 8	5 2	6 4	6 4	6 0
6 9	5 3	6 5	6 5	6 1
7 0	5 4	6 6	6 6	
7 1	5 5	6 7	6 7	
7 2	5 6	6 8	6 8	
7 3	5 7	6 9	6 9	
7 4	5 8	7 0	7 0	

7 5	5 9	7 1	7 1	
7 6	6 0	7 2	7 2	
7 7	6 1	7 3	7 3	
7 8	6 2	7 4	7 4	
7 9	6 3	7 5	7 5	
8 0	6 4	7 6	7 6	
8 1	6 5	7 7	7 7	
8 2	6 6	7 8	7 8	
8 3	6 7	7 9	7 9	
8 4	6 8	8 0	8 0	
8 5	6 9	8 1	8 1	
8 6	7 0	8 2	8 2	
8 7	7 1	8 3	8 3	
8 8	7 2	8 4	8 4	
8 9	7 3	8 5	8 5	
9 0	7 4	8 6	8 6	
9 1	7 5	8 7	8 7	
9 2	7 6	8 8	8 8	
9 3	7 7	8 9	8 9	
9 4	7 8	9 0	9 0	
9 5	7 9	9 1	9 1	
9 6	8 0	9 2	9 2	
9 7	8 1	9 3	9 3	
9 8	8 2	9 4	9 4	
9 9	8 3	9 5	9 5	
1 0 0	8 4	9 6	9 6	
1 0 1	8 5	9 7	9 7	
1 0 2	8 6	9 8		
1 0 3	8 7	9 9		
1 0 4	8 8	1 0 0		

1 0 5	8 9	1 0 1		
1 0 6	9 0	1 0 2		
1 0 7	9 1	1 0 3		
1 0 8	9 2	1 0 4		
1 0 9	9 3	1 0 5		
1 1 0	9 4	1 0 6		
1 1 1	9 5	1 0 7		
1 1 2	9 6	1 0 8		
1 1 3	9 7	1 0 9		
1 1 4	9 8	1 1 0		
1 1 5	9 9	1 1 1		
1 1 6	1 0 0	1 1 2		
1 1 7	1 0 1	1 1 3		
1 1 8	1 0 2	1 1 4		
1 1 9	1 0 3	1 1 5		
1 2 0	1 0 4	1 1 6		
1 2 1	1 0 5	1 1 7		
1 2 2		1 1 8		
1 2 3		1 1 9		
1 2 4		1 2 0		
1 2 5		1 2 1		
1 2 6		1 2 2		
1 2 7		1 2 3		
1 2 8		1 2 4		
1 2 9		1 2 5		
1 3 0		1 2 6		
1 3 1		1 2 7		
1 3 2		1 2 8		
1 3 3		1 2 9		

議第 5 号

瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び瑞浪市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び瑞浪市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び瑞浪市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 第 2 項中「3 歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第 4 項中「第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第 2 項」に改める。

第 1 6 条第 1 項中「定める者」の次に「（第 1 8 条の 2 第 1 項において「配偶者等」という。）」を加える。

第 1 8 条の次に次の 2 条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第 1 8 条の 2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）

に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

（瑞浪市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 瑞浪市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第19条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、市長の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議第6号

瑞浪市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市附属機関設置条例の一部を改正する条例
瑞浪市附属機関設置条例（平成28年条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中

瑞浪市行政改革審議会	瑞浪市行政改革大綱及び行政改革の推進に関する事項についての調整及び審議
------------	-------------------------------------

を

「

瑞浪市総合計画推進委員会	総合計画の推進に関する事項についての審査及び評価
--------------	--------------------------

に改める。」

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
（瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和55年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中「行政改革審議会委員」を「総合計画推進委員会委員」に改める。

議第7号

瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第2項及び第3項を削り、第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないよう

にするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第4項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第 8 号

瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成 2 6 年条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 7 条第 1 項中「第 4 2 条第 3 項第 1 号」を「第 4 2 条第 3 項」に改める。

第 4 2 条第 1 項中「第 5 項」を「第 7 項」に改め、同項第 1 号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第 3 号中「第 4 項第 1 号」を「第 6 項第 1 号」に改め、同条中第 2 項及び第 3 項を削り、第 9 項を第 1 1 項とし、第 4 項から第 8 項までを 2 項ずつ繰り下げ、第 1 項の次に次の 4 項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 1 号の規定を適用しないこととすることができる。

（1） 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供されている場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

附則第5項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第9号

瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例

瑞浪市国民健康保険条例（昭和34年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第15条の6中「65万円」を「66万円」に改める。

第15条の6の12中「24万円」を「26万円」に改める。

第20条第1項中「65万円」を「66万円」に改め、同項第2号中「29万5千円」を「30万5千円」に改め、同項第3号中「54万5千円」を「56万円」に改め、同条第3項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第4項中「65万円」を「66万円」に改める。

第20条の4中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改める。

第25条の3第2項ただし書中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の瑞浪市国民健康保険条例の規定（第25条の3

の規定を除く。)は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第10号

瑞浪市農産物等直売所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

瑞浪市農産物等直売所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定するものとする。

令和7年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市農産物等直売所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

瑞浪市農産物等直売所の設置及び管理に関する条例（平成23年条例第1
1号）の一部を次のように改正する。

別表農産物等の販売施設の項中「販売額の30%」を「売上額の40%」
に改め、同表直売コーナーの項を削り、同表歩廊部分の項中「歩廊部分」を
「屋外出店」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第 1 1 号

瑞浪市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

瑞浪市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
瑞浪市斎場の設置及び管理に関する条例（平成 2 3 年条例第 2 0 号）の一
部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「午後 4 時 4 5 分」を「午後 4 時 3 0 分」に改める。

別表火葬場の項を次のように改める。

火 葬 場	死 体	1 2 歳以上	1 体	5, 0 0 0	4 0, 0 0 0
		1 2 歳未満	1 体	3, 0 0 0	2 4, 0 0 0
		死胎児	1 体	1, 0 0 0	8, 0 0 0
	身体の一部	1 個	1, 0 0 0	8, 0 0 0	
	胞衣物等	1 0 キログラムま で	1, 0 0 0	8, 0 0 0	
		超過料金（1 0 キ ログラムにつき）	1, 0 0 0	8, 0 0 0	
	愛玩小動物	1 体	4, 0 0 0	3 2, 0 0 0	

別表葬祭室の項及び和室の項中「午後 4 時 4 5 分」を「午後 4 時 3 0 分」
に改める。

附 則
（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表火葬場の項の改正規定は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 別表火葬場の項の改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）前に施行日以後の利用について許可を受けた者からは、改正前の瑞浪市斎場の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該利用に係る改正後の瑞浪市斎場の設置及び管理に関する条例に定める額の使用料を徴収する。

議第12号

瑞浪市都市公園移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市都市公園移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市都市公園移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瑞浪市都市公園移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成24年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

議第 1 3 号

瑞浪市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び瑞浪市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び瑞浪市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び瑞浪市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例

(瑞浪市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 瑞浪市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 4 1 年条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条中「、第 6 条の 3」を削る。

(瑞浪市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第 2 条 瑞浪市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 4 年条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 4 条中「、第 6 条の 3」を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議第14号

瑞浪市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例等の一部を改正する条例

(瑞浪市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第1条 瑞浪市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成24年条例第56号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、」を削り、「において土木工学科若しくは」を「において土木工学科又は」に、「2年以上」を「1年6月以上」に改め、同条第2号中「の土木工学科」を削り、「これ」を「旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上」を「2年以上」に改め、同条第3号中「による専門学校」の次に「(次号において「短期大学等」という。)」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「5年以上」を「2年6月以上」に改め、同条第8号中「1年以上」を「6月以上」

に改め、同号を同条第10号とし、同条第7号中「第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号」を「第1号から第6号まで」に改め、「又は学科目」を削り、「最低経験年数」を「水道等の最低経験年数の2分の1」に改め、同号を同条第9号とし、同条第6号中「2年以上」を「1年6月以上」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号中「10年以上」を「5年以上」に改め、同号を同条第7号とし、同条第4号中「による中等学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「7年以上」を「3年6月以上」に改め、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第3条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第3条に次の1号を加える。

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第1号を次のように改める。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については2年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以

外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「4年以上」を「2年以上」に、「6年以上、同条第4号」を「3年以上、同条第5号」に、「8年以上」を「4年以上」に改め、同条第3号中「10年以上水道の工事」を「5年以上水道」に改め、同条第4号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「学科目」を「課程」に、「学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後」を「当該課程を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。」に、「5年以上」を「2年6月以上」に、「同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了者」を「専門職大学前期課程の修了者を含む。」に、「7年以上、同条第4号」を「3年6月以上、同条第5号」に、「9年以上」を「4年6月以上」に改め、同条第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に改め、「最低経験年数」の次に「の2分の1」を加え、同条に次の2号を加える。

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（瑞浪市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 瑞浪市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例（平成31年条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「この条例による改正後の」を削り、「第3条第8号」を「第3条第10号及び第4条第7号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第 15 号

瑞浪市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 27 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市下水道条例の一部を改正する条例

瑞浪市下水道条例（昭和 52 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項第 9 号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議第16号

瑞浪市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

瑞浪市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正
する条例を次のように制定するものとする。

令和7年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を
改正する条例

瑞浪市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年
条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団長	239,000 円	344,000 円	459,000 円	594,000 円	779,000 円	979,000 円	1,079,000 円
副団長	229,000 円	329,000 円	429,000 円	534,000 円	709,000 円	909,000 円	1,009,000 円
分団長	219,000 円	318,000 円	413,000 円	513,000 円	659,000 円	849,000 円	949,000 円
副分団長	214,000 円	303,000 円	388,000 円	478,000 円	624,000 円	809,000 円	909,000 円
部長 及び 班長	204,000 円	283,000 円	358,000 円	438,000 円	564,000 円	734,000 円	834,000 円

団員	200,000 円	264,000 円	334,000 円	409,000 円	519,000 円	689,000 円	789,000 円
----	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議第17号

瑞浪市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

瑞浪市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,100円」を「9,700円」に改め、同号ただし書中「14,200円」を「14,500円」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間にある」を「当該期間にある」に改める。

別表団長及び副団長の項中「12,500円」を「12,900円」に、「13,350円」を「13,700円」に、「14,200円」を「14,500円」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「10,800円」を「11,300円」に、「11,650円」を「12,100円」に、「12,500円」を「12,900円」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「9,100円」を「9,700円」に、「9,950円」を「10,500円」に、「10,800円」を「11,300円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の瑞浪市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた瑞浪市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議第18号

瑞浪市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

瑞浪市公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

令和7年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

氏名	住所	生年月日
村井敏子	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第19号

指定管理者の指定の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者の指定を変更することについて、議会の議決を求める。

令和7年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

1 施設の名称 瑞浪市釜戸公民館

2 変更事項

事項名	変更前	変更後
指定管理者の名称等	瑞浪市釜戸町2673番地の1 釜戸町まちづくり推進協議会 会長 西戸利彦	瑞浪市釜戸町2673番地の1 特定非営利活動法人釜戸町まちづくり推進協議会 会長 西戸利彦

3 変更の時期

令和7年4月1日より変更する。

4 変更理由

瑞浪市釜戸公民館の指定管理者である釜戸町まちづくり推進協議会が、当該協議会の体制整備のため法人化されたことにより、令和7年4月1日より特定非営利活動法人釜戸町まちづくり推進協議会が指定管理を担うため。

議第 20 号

指定管理者の指定の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者の指定を変更することについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 27 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

1 施設の名称 瑞浪市自然ふれあい館

2 変更事項

事項名	変更前	変更後
指定管理者の名称等	瑞浪市釜戸町 2 6 7 3 番地の 1 釜戸町まちづくり推進協議会 会長 西 戸 利 彦	瑞浪市釜戸町 2 6 7 3 番地の 1 特定非営利活動法人釜戸町まち づくり推進協議会 会長 西 戸 利 彦

3 変更の時期

令和 7 年 4 月 1 日より変更する。

4 変更理由

瑞浪市自然ふれあい館の指定管理者である釜戸町まちづくり推進協議会が、当協議会の体制整備のため法人化されたことにより、令和 7 年 4 月 1 日より特定非営利活動法人釜戸町まちづくり推進協議会が指定管理を担うため。

議第 2 1 号

北野辺地に係る総合整備計画の策定について

北野地区住民の生活文化水準の向上を図るため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条第 1 項の規定により、北野辺地に係る総合整備計画を次のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

北野辺地に係る総合整備計画

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

瑞浪市日吉町字愛坂・藤並・松井・八瀬沢・一ツ屋・向イ・上垣外
・中屋・中垣外・霜向・白下・太畷・藤垣外

(2) 地域の中心の位置

瑞浪市日吉町字八瀬沢 6 2 6 1 番 1 7 4

(3) 辺地の人口

8 5 人

(4) 辺地の面積

4. 0 k m²

(5) 辺地度点数

1 5 4 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当地域は、公共施設や医療施設等までの距離が遠く、かつ、道幅が狭く、通勤、通学等に不便をきたしているため、生活道路を改良することで、生活上の利便性の向上を図る。

3 公共的施設の整備計画

令和7年度から令和11年度までの5年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		特定財源のうち、辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路 (市道南垣外・北野線)	瑞浪市	500,000	500,000	0	500,000

議第 2 2 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

市道認定 整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1 6 9 7	水ノ木 1 号線	寺河戸町字水之木 1 2 5 5 番 2 地先 寺河戸町字水之木 1 2 6 7 番 1 地先	

議第 2 3 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

市道認定 整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1 6 9 8	芝原 1 号線	釜戸町字芝原 1 7 9 7 番 1 地先 釜戸町字芝原 1 6 9 5 番 1 地先	

議第 2 4 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、瑞浪市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 8 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

- | | |
|----------|---|
| 1 取得する財産 | 学校給食センターガス式連続フライヤー 一式 |
| 2 取得の方法 | 一般競争入札 |
| 3 取得金額 | 22,660,000円 |
| 4 取得の相手方 | 岐阜県岐阜市中鶉2丁目105番
岐阜アイホー調理機株式会社
代表取締役 深和 正佳 |

議第 2 5 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、瑞浪市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 8 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

- | | |
|----------|---|
| 1 取得する財産 | 学校給食センター蒸気式消毒保管機（パススルー方式）
一式 |
| 2 取得の方法 | 一般競争入札 |
| 3 取得金額 | 22,440,000円 |
| 4 取得の相手方 | 岐阜県岐阜市中鶉2丁目105番
岐阜アイホー調理機株式会社
代表取締役 深和 正佳 |

議第 26 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、瑞浪市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 8 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 27 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得する財産 | 消防ポンプ自動車 1 台 |
| 2 | 取得の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 取得金額 | 24,621,420 円 |
| 4 | 取得の相手方 | 岐阜市金園町 3 丁目 25 番地
株式会社ウスイ消防
代表取締役 臼井 潔 |

議第 27 号

令和 6 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 6 年度瑞浪市の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1, 003, 500 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19, 451, 800 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 既定の継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 5 条 既定の地方債の廃止及び変更は、「第 5 表 地方債補正」による。

令和 7 年 2 月 27 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1市 税		5,006,000	210,000	5,216,000
	1市民税	1,968,500	175,000	2,143,500
	2固定資産税	2,334,200	28,000	2,362,200
	7都市計画税	298,500	7,000	305,500
2地方譲与税		193,640	1,900	195,540
	3森林環境 譲与税	20,640	1,900	22,540
3利子割交付金		1,300	1,700	3,000
	1利子割交付金	1,300	1,700	3,000
4配当割交付金		33,000	14,500	47,500
	1配当割交付金	33,000	14,500	47,500
5株式等譲渡 所得割交付金		36,000	23,000	59,000
	1株式等譲渡 所得割交付金	36,000	23,000	59,000
6法人事業税 交付金		70,000	9,500	79,500
	1法人事業税 交付金	70,000	9,500	79,500
7地方消費税金 交付金		885,000	62,000	947,000
	1地方消費税金 交付金	885,000	62,000	947,000
9環境性能割 交付金		21,000	8,000	29,000
	1環境性能割 交付金	21,000	8,000	29,000
11地方交付税		3,845,200	414,700	4,259,900
	1地方交付税	3,845,200	414,700	4,259,900
13分担金及び 負担金		31,922	△1,424	30,498
	1分担金	4,620	△1,364	3,256
	2負担金	27,302	△60	27,242
14使用料及び 手数料		312,351	△22,340	290,011
	1使用料	151,927	△22,340	129,587
15国庫支出金		2,813,751	△184,246	2,629,505
	1国庫負担金	1,466,994	△18,628	1,448,366
	2国庫補助金	1,337,426	△165,618	1,171,808

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県支出金		1,120,662	△29,556	1,091,106
	1 県負担金	641,848	△9,888	631,960
	2 県補助金	370,907	△19,668	351,239
17 財産収入		138,051	△23,045	115,006
	1 財産運用収入	74,161	5	74,166
	2 財産売却収入	63,890	△23,050	40,840
18 寄附金		325,530	3,108	328,638
	1 寄附金	325,530	3,108	328,638
19 繰入金		1,602,538	△904,715	697,823
	1 基金繰入金	1,556,961	△884,850	672,111
	2 財産区繰入金	45,577	△19,865	25,712
21 諸収入		985,945	△242,782	743,163
	4 雑入	449,705	△35,384	414,321
	5 受託事業収入	427,068	△207,398	219,670
22 市債		1,913,000	△345,500	1,567,500
	1 市債	1,913,000	△345,500	1,567,500
23 自動車取得税 交付金		0	1,700	1,700
	1 自動車取得税 交付金	0	1,700	1,700
歳入合計		20,455,300	△1,003,500	19,451,800

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		176,649	△1,810	174,839
	1 議会費	176,649	△1,810	174,839
2 総務費		2,868,138	△42,166	2,825,972
	1 総務管理費	2,493,357	△29,903	2,463,454
	2 徴税費	202,464	△12,263	190,201
3 民生費		6,150,537	△122,578	6,027,959
	1 社会福祉費	3,410,375	△52,034	3,358,341
	2 児童福祉費	2,506,906	△70,544	2,436,362

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		2,202,511	△139,333	2,063,178
	1 保健衛生費	630,109	△64,252	565,857
	2 清掃費	1,444,212	△66,551	1,377,661
	3 環境費	128,190	△8,530	119,660
5 労働費		17,266	△2,700	14,566
	1 労働諸費	17,266	△2,700	14,566
6 農林水産業費		288,234	△19,233	269,001
	1 農業費	225,437	△48	225,389
	2 林業費	62,797	△19,185	43,612
7 商工費		530,568	△41,769	488,799
	1 商工費	530,568	△41,769	488,799
8 土木費		2,348,529	△263,562	2,084,967
	2 道路橋梁費	877,925	△45,412	832,513
	3 河川費	234,244	△13,000	221,244
	4 都市計画費	1,111,404	△197,550	913,854
	5 住宅費	66,486	△7,600	58,886
9 消防費		1,230,428	△301,797	928,631
	1 消防費	1,230,428	△301,797	928,631
10 教育費		2,555,213	△18,924	2,536,289
	1 教育総務費	274,722	△6,356	268,366
	2 小学校費	211,273	△1,000	210,273
	3 中学校費	211,157	0	211,157
	4 幼稚園費	173,321	△668	172,653
	5 社会教育費	575,480	△4,000	571,480
	6 保健体育費	1,109,260	△6,900	1,102,360
11 災害復旧費		11,450	△3,628	7,822
	1 土木施設 災害復旧費	5,850	△2,900	2,950
	2 農林水産業施設 災害復旧費	5,600	△728	4,872
13 諸支出金		630,723	△46,000	584,723
	1 公営企業費	630,723	△46,000	584,723
歳出合計		20,455,300	△1,003,500	19,451,800

第2表 継続費補正

(変更)

(単位:千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
8 土木費	2 道路橋梁費	工場用地 造成関連 道路整備 事業	268,700	令和4年度	0	268,700	令和4年度	0
				令和5年度	107,900		令和5年度	107,900
				令和6年度	160,800		令和6年度	159,800
				令和7年度			令和7年度	1,000
9 消防費	1 消防費	消防指令 センター 共同運用 事業	1,402,092	令和6年度	557,637	1,243,000	令和6年度	255,540
				令和7年度	844,455		令和7年度	987,460

第3表 繰越明許費補正

(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民費 基本台帳費	戸籍電算処理経費	10,054
3 民生費	1 社会福祉費	価格高騰重点支援給付金給付事業 (R6低所得世帯支援)	122,700
3 民生費	1 社会福祉費	価格高騰重点支援給付金給付事業 (R6低所得世帯こども加算)	9,500
7 商工費	1 商工費	企業立地促進事業	11,905
8 土木費	2 道路橋梁費	市道等整備交付金事業	9,000
8 土木費	3 河川費	普通河川緊急浚渫推進事業	40,000
8 土木費	3 河川費	普通河川緊急対策事業	36,000

(変更)

(単位:千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
8 土木費	4 都市計画費	瑞浪駅周辺 再開発事業 (駅北地区)	626,800	補正前に同じ	475,000

第4表 債務負担行為補正

(追加)

(単位:千円)

事項	期間	限度額
自然ふれあい館指定管理料	令和6年度から 令和9年度まで	35,439
釜戸公民館指定管理料	令和6年度から 令和8年度まで	18,800

第5表 地方債補正

(廃止)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市道等整備 交付金事業	38,800	普通 貸借 又は 証券 発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
土岐橋架替関連事業	9,900			
県営急傾斜地 崩壊対策負担事業	6,700			
過年土木施設 補助災害復旧事業	1,700			
臨時財政対策債	44,200			

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
南垣外北野線 道路改良事業	100,000	普通 貸借 又は 証券 発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。	62,700	補正 前に 同じ	補正 前に 同じ	補正 前に 同じ
普通河川緊急 浚渫推進事業	98,500				90,500			
瑞浪駅周辺再開 事業(駅北地区)	336,000				240,500			
消防車両・救急車両等 更新事業(単独)	29,100				24,300			
消防ポンプ自動車等 更新事業	19,500				15,600			
消防指令センター 共同運用事業	130,500				35,800			

議第 28 号

令和 6 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度瑞浪市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2, 100 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 688, 300 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 27 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		174,693	△2,700	171,993
	1 一般会計 繰入金	174,693	△2,700	171,993
5 諸収入		550	600	1,150
	2 雑入	510	600	1,110
歳入合計		690,400	△2,100	688,300

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		671,787	△2,100	669,687
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	671,787	△2,100	669,687
歳出合計		690,400	△2,100	688,300

議第 29 号

令和 6 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度瑞浪市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 27 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		307,000	△2,574	304,426
	1 一般会計 繰入金	290,300	5,026	295,326
	2 基金繰入金	16,700	△7,600	9,100
8 国庫支出金		0	2,574	2,574
	1 国庫補助金	0	2,574	2,574
歳入合計		3,611,700	0	3,611,700

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		79,183	0	79,183
	1 総務管理費	79,183	0	79,183
3 国民健康保険 事業費納付金		908,779	0	908,779
	1 医療給付費分	628,001	0	628,001
	2 後期高齢者 支援金等分	216,006	0	216,006
	3 介護納付金分	64,772	0	64,772
歳出合計		3,611,700	0	3,611,700

議第30号

令和6年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和6年度瑞浪市水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和6年度瑞浪市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第4号イ中「410,344千円」を「270,644千円」に改め、同号に次のように加える。

ウ 水道総合地震対策事業 18,000千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条中収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 水道事業収益	1,140,300千円	△8,500千円	1,131,800千円
第1項 営業収益	919,733千円	△19,000千円	900,733千円
第2項 営業外収益	219,877千円	10,500千円	230,377千円
	支 出		
第1款 水道事業費用	1,125,300千円	△8,500千円	1,116,800千円
第1項 営業費用	1,058,044千円	△8,500千円	1,049,544千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条中「資本的支出額に対し不足する額546,300千円」を「資本的支出額に対し不足する額417,800千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額35,965千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額26,110千円」に、「当年度分損益勘定留保資金148,267千円」を「当年度分損益勘定留保資金29,622千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目） （既決予定額） （補正予定額） （計）

	収	入	
第1款 資本的収入	88,600 千円	5,300 千円	93,900 千円
第4項 補助金	3,750 千円	5,300 千円	9,050 千円
	支	出	
第1款 資本的支出	634,900 千円	△123,200 千円	511,700 千円
第1項 建設改良費	449,546 千円	△123,200 千円	326,346 千円
(他会計からの補助金の補正)			
第5条 予算第9条中「68,851千円」を「79,351千円」に改める。			

令和7年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

議第31号

令和6年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和6年度瑞浪市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和6年度瑞浪市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第4号ア中「73,420千円」を「70,420千円」に、同号イ中「46,000千円」を「41,000千円」に改める。

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条中収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 下水道事業収益	1,250,000千円	△121,700千円	1,128,300千円
第1項 営業収益	545,357千円	3,000千円	548,357千円
第2項 営業外収益	704,643千円	△124,700千円	579,943千円
	支 出		
第1款 下水道事業費用	1,238,300千円	△121,200千円	1,117,100千円
第1項 営業費用	1,162,370千円	△128,200千円	1,034,170千円
第2項 営業外費用	73,765千円	7,000千円	80,765千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条中「資本的支出額に対し不足する額310,800千円」を「資本的支出額に対し不足する額311,100千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額17,498千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額17,816千円」に、「損益勘定留保資金293,302千円」を「損益勘定留保資金293,284千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		

第1款 資本的収入	467,700千円	△10,300千円	457,400千円
第1項 企業債	159,700千円	△12,000千円	147,700千円
第3項 出資金	197,380千円	15,200千円	212,580千円
第4項 補助金	85,620千円	△13,500千円	72,120千円

支 出

第1款 資本的支出	778,500千円	△10,000千円	768,500千円
第1項 建設改良費	309,905千円	△10,000千円	299,905千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

(起債の目的)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
---------	---------	---------	-----

下水道事業	159,700千円	△12,000千円	147,700千円
-------	-----------	-----------	-----------

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
-------	---------	---------	-----

(1) 職員給与費	122,079千円	△5,200千円	116,879千円
-----------	-----------	----------	-----------

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第10条中「46,203千円」を「26,805千円」に改める。

令和7年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

議第32号

令和7年度瑞浪市一般会計予算

令和7年度瑞浪市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,790,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1市	税	5,370,000
	1市民税	2,311,300
	2固定資産税	2,352,200
	3軽自動車税	133,200
	4市たばこ税	264,000
	5鉱産税	50
	6入湯税	850
	7都市計画税	308,400
2地方譲与税		195,500
	1地方揮発油譲与税	40,000
	2自動車重量譲与税	133,000
	3森林環境譲与税	22,500
3利子割交付金		5,000
	1利子割交付金	5,000
4配当割交付金		39,000
	1配当割交付金	39,000
5株式等譲渡所得割交付金		55,000
	1株式等譲渡所得割交付金	55,000
6法人事業税交付金		75,000
	1法人事業税交付金	75,000
7地方消費税交付金		947,000
	1地方消費税交付金	947,000
8ゴルフ場利用税交付金		165,000
	1ゴルフ場利用税交付金	165,000
9環境性能割交付金		29,000
	1環境性能割交付金	29,000
10地方特例交付金		36,000
	1地方特例交付金	36,000
11地方交付税		4,000,000
	1地方交付税	4,000,000

(単位：千円)

款	項	金額
12 交通安全対策特別交付金		3,000
	1 交通安全対策特別交付金	3,000
13 分担金及び負担金		38,900
	1 分担金	5,906
	2 負担金	32,994
14 使用料及び手数料		280,300
	1 使用料	124,092
	2 手数料	156,208
15 国庫支出金		2,683,123
	1 国庫負担金	1,591,511
	2 国庫補助金	1,081,786
	3 委託金	9,826
16 県支出金		1,143,467
	1 県負担金	659,396
	2 県補助金	380,773
	3 委託金	103,298
17 財産収入		127,500
	1 財産運用収入	76,728
	2 財産売却収入	50,772
18 寄附金		404,110
	1 寄附金	404,110
19 繰入金		1,921,900
	1 基金繰入金	1,875,169
	2 財産区繰入金	46,731
20 繰越金		100,000
	1 繰越金	100,000
21 諸収入		1,184,000
	1 延滞金、加算金及び過料	4,003
	2 市預金利子	1
	3 貸付金元利収入	103,100
	4 雑収入	348,794

(単位：千円)

款	項	金額
	5 受 託 事 業 収 入	7 2 8, 1 0 2
22 市	債	1, 9 8 7, 2 0 0
	1 市 債	1, 9 8 7, 2 0 0
歳 入	合 計	2 0, 7 9 0, 0 0 0

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		173,000
	1 議会費	173,000
2 総務費		2,039,000
	1 総務管理費	1,619,019
	2 徴税費	209,906
	3 戸籍住民基本台帳費	144,450
	4 選挙費	35,780
	5 統計調査費	23,530
	6 監査委員費	6,315
3 民生費		6,354,000
	1 社会福祉費	3,207,430
	2 児童福祉費	2,928,370
	3 生活保護費	217,700
	4 災害救助費	500
4 衛生費		2,590,000
	1 保健衛生費	1,089,603
	2 清掃費	1,391,720
	3 環境費	108,677
5 労働費		16,300
	1 労働諸費	16,300
6 農林水産業費		325,000
	1 農業費	238,855
	2 林業費	86,145
7 商工費		538,000
	1 商工費	538,000
8 土木費		2,920,000
	1 土木管理費	54,360
	2 道路橋梁費	703,610
	3 河川費	380,674
	4 都市計画費	1,706,556
	5 住宅費	74,800

(単位：千円)

款	項	金額
9 消 防 費		1, 6 7 8, 0 0 0
	1 消 防 費	1, 6 7 8, 0 0 0
10 教 育 費		2, 1 0 3, 0 0 0
	1 教 育 総 務 費	2 7 2, 8 2 2
	2 小 学 校 費	5 4 0, 2 2 8
	3 中 学 校 費	2 3 4, 4 5 2
	4 幼 稚 園 費	4 3 1
	5 社 会 教 育 費	5 0 6, 4 8 7
	6 保 健 体 育 費	5 4 8, 5 8 0
11 公 債 費		1, 3 9 2, 0 0 0
	1 公 債 費	1, 3 9 2, 0 0 0
12 諸 支 出 金		6 4 1, 7 0 0
	1 公 営 企 業 費	6 4 1, 7 0 0
13 予 備 費		2 0, 0 0 0
	1 予 備 費	2 0, 0 0 0
歳 出 合 計		2 0, 7 9 0, 0 0 0

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
第四次LGWAN回線使用料	令和8年度	200
第四次LGWAN接続ルーター借上料	令和8年度	100
高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託料	令和7年度から 令和8年度まで	5,000
こども園給食調理業務委託料	令和7年度から 令和10年度まで	330,000
予防接種委託料	令和7年度から 令和8年度まで	74,370
がん検診等委託料	令和7年度から 令和8年度まで	30,658
塵芥収集車購入費	令和7年度から 令和8年度まで	9,700
企業立地奨励金 (令和7年度指定業者分)	令和7年度から 令和13年度まで	瑞浪市企業立地の促進 及び雇用の拡大に関する 条例第5条の規定による額
空き店舗賃貸借促進奨励金 (令和7年度決定分)	令和8年度から 令和10年度まで	300
瑞浪駅周辺再開発事業(駅北地区) 設計・工事監理業務委託料	令和8年度から 令和10年度まで	248,900
瑞浪駅周辺再開発事業(駅北地区) 管理運営業務委託料	令和7年度から 令和20年度まで	2,062,400
加知奨学金 (令和7年度決定分)	令和8年度から 令和12年度まで	18,000
奨学金 (令和7年度決定分)	令和8年度から 令和12年度まで	5,400

第3表 地方債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計出資債	57,000	普通貸借 又は 証券発行	年3.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
市民福祉センター改修事業	25,000			
老人憩いの家施設整備事業	11,500			
塵芥収集車等購入事業	12,000			
混合焼却施設設備改修事業	336,600			
斎場設備整備事業	13,900			
県営事業負担金事業 (県営ため池等整備事業)	12,300			
南垣外北野線道路改良事業	100,000			
県単事業負担事業	29,200			
道路側溝等緊急対策事業	68,000			
市道等長寿命化事業	72,000			
道路メンテナンス事業補助金事業	14,500			
県営急傾斜地崩壊対策負担事業	8,800			
普通河川緊急浚渫推進事業	3,000			
普通河川緊急対策事業	350,000			
地域交流センター改修事業	118,800			
瑞浪駅周辺再開発事業(駅北地区)	210,200			
市営住宅長寿命化事業	6,000			
市営住宅用途廃止事業	9,300			
消防指令センター共同運用事業	277,200			
消防ポンプ自動車等更新事業	19,500			
土岐小学校改修事業	147,200			
日吉公民館施設改修事業	85,200			

議第 3 3 号

令和 7 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 7 年度瑞浪市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6 9 7, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5 0, 0 0 0 千円と定める。

令和 7 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		522,300
	1 後期高齢者医療保険料	522,300
2 使用料及び手数料		3
	1 手数料	3
3 繰入金		174,047
	1 一般会計繰入金	174,047
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 諸収入		550
	1 延滞金、加算金及び過料	40
	2 雑収入	510
歳入合計		697,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		17,623
	1 総務管理費	13,231
	2 徴収費	4,392
2 後期高齢者医療金		678,367
	1 後期高齢者医療金	678,367
3 諸支出金		510
	1 償還金及び還付加算金	510
4 予備費		500
	1 予備費	500
歳出合計		697,000

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 まで	89
情 報 処 理 業 務 委 託 料 (単 価 契 約)	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 まで	1,400

議第 3 4 号

令和 7 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計予算

令和 7 年度瑞浪市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3, 4 7 8, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		651,000
	1 一般被保険者国民健康保険料	651,000
2 使用料及び手数料		30
	1 手数料	30
3 県支出金		2,487,803
	1 県補助金	2,487,803
4 財産収入		170
	1 財産運用収入	170
5 繰入金		332,200
	1 一般会計繰入金	297,200
	2 基金繰入金	35,000
6 繰越金		4,000
	1 繰越金	4,000
7 諸収入		2,797
	1 雑収入	2,797
歳入合計		3,478,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		77,114
	1 総務管理費	77,114
2 保険給付費		2,436,605
	1 療養諸費	2,109,800
	2 高額療養費	313,600
	3 移送費	50
	4 任意給付費	13,155
3 国民健康保険事業費納付金		922,965
	1 医療給付費分	643,974
	2 後期高齢者支援金等分	214,480

(単位：千円)

款	項	金額
	3 介護納付金分	64,511
4 保健事業費		32,146
	1 保健事業費	5,749
	2 特定健康診査等事業費	26,397
5 基金積立金		170
	1 基金積立金	170
6 諸支出金		4,000
	1 償還金及び還付加算金	4,000
7 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳出合計		3,478,000

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 まで	136
情 報 処 理 業 務 委 託 料 (単 価 契 約)	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 まで	12,779
国 保 デ ー タ ベ ー ス シ ス テ ム 保 守 委 託 料	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 まで	400
医 科 ・ 歯 科 レ セ プ ト 点 検 委 託 料	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 まで	4,000

議第 3 5 号

令和 7 年度瑞浪市介護保険事業特別会計予算

令和 7 年度瑞浪市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3, 7 4 8, 5 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 保 險 料		741,251
	1 介 護 保 險 料	741,251
2 使 用 料 及 び 手 数 料		18
	1 手 数 料	18
3 国 庫 支 出 金		875,182
	1 国 庫 負 担 金	627,280
	2 国 庫 補 助 金	247,902
4 支 払 基 金 交 付 金		963,497
	1 支 払 基 金 交 付 金	963,497
5 県 支 出 金		519,239
	1 県 負 担 金	492,863
	2 県 補 助 金	26,376
6 財 産 収 入		345
	1 財 産 運 用 収 入	345
7 繰 入 金		644,290
	1 一 般 会 計 繰 入 金	600,818
	2 基 金 繰 入 金	43,472
8 繰 越 金		4,550
	1 繰 越 金	4,550
9 諸 収 入		128
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	10
	2 預 金 利 子	10
	3 雑 入	108
歳 入 合 計		3,748,500

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		112,625
	1 総務管理費	54,729
	2 徴収費	7,818
	3 介護認定審査会費	49,812
	4 趣旨普及費	266
2 保険給付費		3,446,600
	1 介護サービス等諸費	3,211,700
	2 介護予防サービス等諸費	92,400
	3 その他諸費	3,000
	4 高額介護サービス等費	67,200
	5 特定入所者介護サービス等費	60,200
	6 高額医療合算介護サービス等費	12,100
3 基金積立金		345
	1 基金積立金	345
4 地域支援事業費		183,380
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	115,750
	2 一般介護予防事業費	5,784
	3 包括的支援事業・任意事業費	61,473
	4 その他諸費	373
5 諸支出金		4,550
	1 償還金及び還付加算金	4,550
6 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		3,748,500

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 まで	172
介 護 保 険 料 仮 算 定 納 入 通 知 書 等 印 刷 製 本 費	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 まで	900
情 報 処 理 業 務 委 託 料 (単 価 契 約)	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 まで	2,175
認 定 調 査 委 託 料 (単 価 契 約)	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 まで	3,200
訪 問 型 サービス A 業 務 委 託 料	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 まで	600
介 護 予 防 教 室 等 委 託 料	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 まで	1,000
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 出 前 講 座 等 委 託 料	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 まで	2,000
歯 科 医 師 出 務 委 託 料 (高 齢 者 介 護 予 防)	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 まで	700
理 学 療 法 士 委 託 料	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 まで	200
さ さ エ ー ル ポ イ ン ト 事 業 委 託 料	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 まで	1,000
生 活 支 援 コ ー デ ィ ネ ー タ ー 業 務 委 託 料	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 まで	4,000
配 食 サービス 業 務 委 託 料	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 まで	5,000
在 宅 歯 科 医 療 連 携 窓 口 設 置 委 託 料	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 まで	250

議第 3 6 号

令和 7 年度瑞浪市駐車場事業特別会計予算

令和 7 年度瑞浪市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 5, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 0, 0 0 0 千円と定める。

令和 7 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		34,470
	1 使用料	34,470
2 財産収入		30
	1 財産運用収入	30
3 繰越金		500
	1 繰越金	500
歳入合計		35,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 駐車場事業費		22,948
	1 駐車場管理費	22,948
2 公債費		11,022
	1 公債費	11,022
3 基金積立金		530
	1 基金積立金	530
4 予備費		500
	1 予備費	500
歳出合計		35,000

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 まで	7
駐 車 場 キ ャ ッ シ ュ レ ス 決 済 手 数 料	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 まで	500
駐 車 場 清 掃 業 務 委 託 料	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 まで	360
駐 車 場 使 用 料 集 金 収 納 業 務 委 託 料	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 まで	350
駐 車 場 管 理 機 器 保 守 点 検 業 務 委 託 料	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 まで	2,400

議第37号

令和7年度瑞浪市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度瑞浪市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水件数	15,400件
(2) 年間総配水量	4,360,000 m ³
(3) 一日平均配水量	11,945 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 水道総合地震対策事業	100,000千円
イ 配水設備改良事業	448,620千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		1,141,000千円
第1項 営業収益		893,120千円
第2項 営業外収益		247,880千円
	支	出
第1款 水道事業費用		1,133,000千円
第1項 営業費用		1,105,721千円
第2項 営業外費用		23,169千円
第3項 特別損失		110千円
第4項 予備費		4,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額234,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額40,486千円、過年度分損益勘定留保資金193,514千円で補填するものとする。)

収 入

第1款	資本的収入	503,000千円
第1項	企業債	299,600千円
第2項	工事負担金	57,500千円
第3項	分担金	20,384千円
第4項	出資金	99,850千円
第5項	補助金	25,666千円

支 出

第1款	資本的支出	737,000千円
第1項	建設改良費	556,745千円
第2項	企業債償還金 (継続費)	180,255千円

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

款	項	事業名	総 額	年 度	年 割 額
1	1	配 水 設 備 改 良 費	219,000	令和7年度	131,400
				令和8年度	87,600

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	令和7年度から 令和8年度まで	77
検 針 業 務 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	14,000

水質検査等委託料	令和7年度から 令和8年度まで	8,000
水質検査モニター委託料	令和7年度から 令和8年度まで	1,000
ハンディターミナル システム保守委託料	令和7年度から 令和8年度まで	300
ハンディターミナル 機器保守委託料	令和7年度から 令和8年度まで	400
上下水道総合管理 システム保守委託料	令和7年度から 令和8年度まで	500
平山水道併用施設管理委託料	令和7年度から 令和8年度まで	恵那市内併用施設の管 理に要した 経費に負担割合 を乗じた額
仮設配管賃借料	令和7年度から 令和8年度まで	600

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業	299,600	普通貸借 又は 証券発行	年3.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金及び 地方公共団体金融 機構資金について、 利率見直しを行っ た後においては、 当該見直し後の利 率)	政府資金について は、その融資条件 により、銀行その 他の場合には借入 先と協定し、その 条件に従うものと する。ただし、企 業財政の都合によ り据置期間及び償 還期限を短縮し、 もしくは繰上償還 又は低利に借換す ることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額の流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用及び第3項特別損失に係る項間の流用

(2) 資本的支出 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費及び第2項企業債償還金に係る項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 50,045千円
(他会計からの補助金)

第11条 政策的事由による水道拡張事業経費等負担のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、99,650千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、300千円と定める。

令和7年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

議第38号

令和7年度瑞浪市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度瑞浪市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	処理区域内水洗化人口	24,500人
(2)	年間総処理水量	3,919,000 m ³
(3)	一日平均処理水量	10,737 m ³
(4)	主要な建設改良事業	
ア	公共下水道管渠布設事業	72,880千円
イ	公共下水道管渠長寿命化事業	30,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款	下水道事業収益	1,193,100千円
第1項	営業収益	544,083千円
第2項	営業外収益	649,017千円
	支	出
第1款	下水道事業費用	1,186,200千円
第1項	営業費用	1,110,388千円
第2項	営業外費用	73,647千円
第3項	特別損失	165千円
第4項	予備費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額299,500千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,227千円、過年度分損益勘定留

保資金121,828千円及び当年度分損益勘定留保資金170,445千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	260,000千円
第1項 企業債	64,800千円
第2項 負担金	14,200千円
第3項 出資金	156,000千円
第4項 補助金	25,000千円

支 出

第1款 資本的支出	559,500千円
第1項 建設改良費	125,521千円
第2項 企業債償還金 (債務負担行為)	433,979千円

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	令和7年度から 令和8年度まで	117
水洗便所等改造資金利子補給 (令和8年度分)	令和7年度から 令和13年度まで	146
上下水道総合管理 システム保守委託料	令和7年度から 令和8年度まで	500
マンホールポンプ 点検・清掃業務委託料	令和7年度から 令和8年度まで	6,500
脱水ケーキ処理業務委託料	令和7年度から 令和8年度まで	68,000
薬 品 購 入 費	令和7年度から 令和8年度まで	24,000
測 定 検 査 業 務 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	1,800
大湫クリーンセンター 維持管理業務委託料	令和7年度から 令和8年度まで	4,500
大湫クリーンセンター 汚泥引抜業務委託料	令和7年度から 令和8年度まで	960

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	64,800	普通貸借 又は 証券発行	年3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額の流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出 第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用及び第3項特別損失に係る項間の流用
- (2) 資本的支出 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費及び第2項企業債償還金に係る項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 116,492千円
(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受け
る金額は、17,528千円である。

令和7年2月27日 提出

瑞浪市長 水野 光二

